

2024年7月16日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスタワー2階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 百田 哲史

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年7月30日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたく（議決権をご行使くださいますよう）お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年7月31日（水曜日）午前10時30分（午前10時開場）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田2階 学習室1
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
【決議事項】
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

なお、議案の概要につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご覧ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ruden.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

本議案は、2024年8月20日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）について50,000株を1株に併合する旨の当社株式の併合を行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

1. 株式併合を行う理由

当社は、旧経営陣による一連の会計不祥事及び上場廃止等の措置を受け、その存亡をかけた未曾有の経営危機にあります。

現在当社に対しては上記会計不祥事の内容に起因する訴訟が提起されており、また金融機関からも融資に関して厳しい対応を取られており新規融資の目途はたらず、更の上場廃止による風評被害による契約解除も発生しており、今後の事業継続には困難が生じることが想定されます。

このように当社の業績見通しが悪化していくなか、現状の当社の組織構成や株主構成を維持することは、さらなる業績悪化につながり、企業価値を毀損することになります。そのため、当社は、株主構成を見直し、効率的でコストのかからない組織構成に改変する必要があると判断いたしました。具体的には株式併合により株主数が減少することにより、株主総会の運営や招集通知等の手続に係るコストを減少させ、効率的な経営を行う必要があると判断しております。

これまでご支援を頂いた株主の皆様にご迷惑をかけず、また、上場廃止に至った当社株式の換金のご提供することの観点も踏まえ、株式併合を実施することを決定いたしました。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社株式について50,000株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生じる日（効力発生日）

2024年8月20日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

800株

3. 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

(1) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法

当社は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、当社の現預金により賄うことを予定しております。

(2) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2024年9月を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対し

て、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を当社自らに売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、2024年12月を目処に当該裁判所の許可を得て、株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2025年2月を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額は、75円を乗じた金額となる予定です。

上記買取価格の根拠としましては、以下の通りです。

① 第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

2024年5月29日付けで当社が取得しました、当社及び筆頭株主から独立した第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社発行の株式価値算定書において、当社普通株式の算定価格が一株当たり53円～65円とされています。

なお、エースターコンサルティング株式会社は、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映する観点より、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、当社が提供した事業計画（2024年12月期～2026年12月期）に基づき、当社の普通株式1株当たりの株式価値を53円～65円と算定しております。

② 当社が実施した自己株式取得の結果

当社は上場廃止による少数株主保護のため、2024年3月22日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会において自己株式の取得を実施することを決議し、2024年5月31日までに1株75円で自己株式の取得も実施し、837名、1,373,559株の応募がありました。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項により発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更を求めるとともに、発行可能株式総数の減少に伴い、不要となる現行定款第6条の2の規定を削除するものであります。

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年8月20日に効力が発生するものいたします。

記

(下線部は変更部分を示す)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>19,767,200株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第6条の2 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>800株</u>とする。</p> <p>(削除)</p>

以上

臨時株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田 2階 学習室 1
2024年7月31日（水曜日）午前10時30分（午前10時開場）

お土産の提供はございません。



交通アクセス

・JR「渋谷」駅西口 徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。